

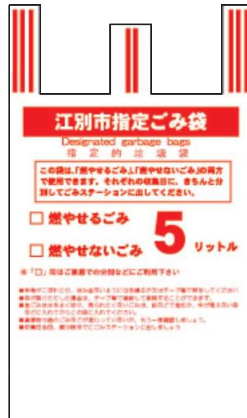
ごみの出し方一覧

「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」を出す基本

●「指定ごみ袋」に入れて出してください

指定ごみ袋は、市内スーパー・コンビニなどで1枚から購入できます。指定ごみ袋以外で出されたごみや分別されていないごみは、収集しません。(4ページ参照)

種類	1枚	1袋(10枚入り)
5リットル袋 縦30cm(持ち手除く) 横19cm、奥行12cm	10円	100円
10リットル袋 縦36cm(持ち手除く) 横26cm、奥行14cm	20円	200円
20リットル袋 縦47cm(持ち手除く) 横36cm、奥行16cm	40円	400円
30リットル袋 縦61cm(持ち手除く) 横37cm、奥行17cm	60円	600円
40リットル袋 縦64cm(持ち手除く) 横46cm、奥行18cm	80円	800円



- ① ごみ袋の中身がこぼれない(はみ出さない)ように、口を結んでください。(4ページ参照)
- ② 袋が裂けた場合は、テープなどで補修してください。
- ③ 見られたくないごみは、紙などで包むか、他の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてください。
- ④ 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の指定ごみ袋は共通です。袋のチェック欄は、各家庭でご利用ください。(チェックが付いていなくても収集します)
- ⑤ 交換・払い戻しはできません。

長さが1m以下で指定ごみ袋に入らないもの

●「指定ごみ処理券」を貼って出してください

- ① 品目1個ごとに見やすい場所に直接貼ってください。
- ② ごみ処理券の代わりに指定ごみ袋(有料)を貼ることはできません。
- ③ 段ボールや衣装ケースなどの箱や袋類にごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。
- ④ 破れたごみ処理券は使用できません。
- ⑤ 大型ごみ処理シールはごみ処理券の代わりに使えません。
- ⑥ ごみ処理券には再使用防止のため、切れ目が入っています。

区分	金額	処理券
長さまたは直径が、50cm以下のもの(枝木・廃木材を除く)	1個につき 80円	
長さが1m以下、直径が10cm以下の枝木・廃木材など(束のサイズ(直径)50cm、長さ1m以下)	1束につき 80円	
長さまたは直径が、50cmを超え1m以下のもの(枝木・廃木材などを除く)	1個につき 160円分	

*大型ごみ処理シールと間違えないようご注意ください。払い戻しはできません。

ごみの出し方ワンポイントアドバイス

- ごみ処理券は1個ごとに貼るのが原則ですが、特定の種類のものについては、複数の品物を束ねて出すことができます。束にできる具体的な品物には、「ごみ分別辞典」(16～22ページに「束」の印がついています。⇒束の作り方・出し方は6～7ページをご覧ください。
- 長さが1mを超えるなどの「大型ごみ」の出し方は10～11ページをご覧ください。

